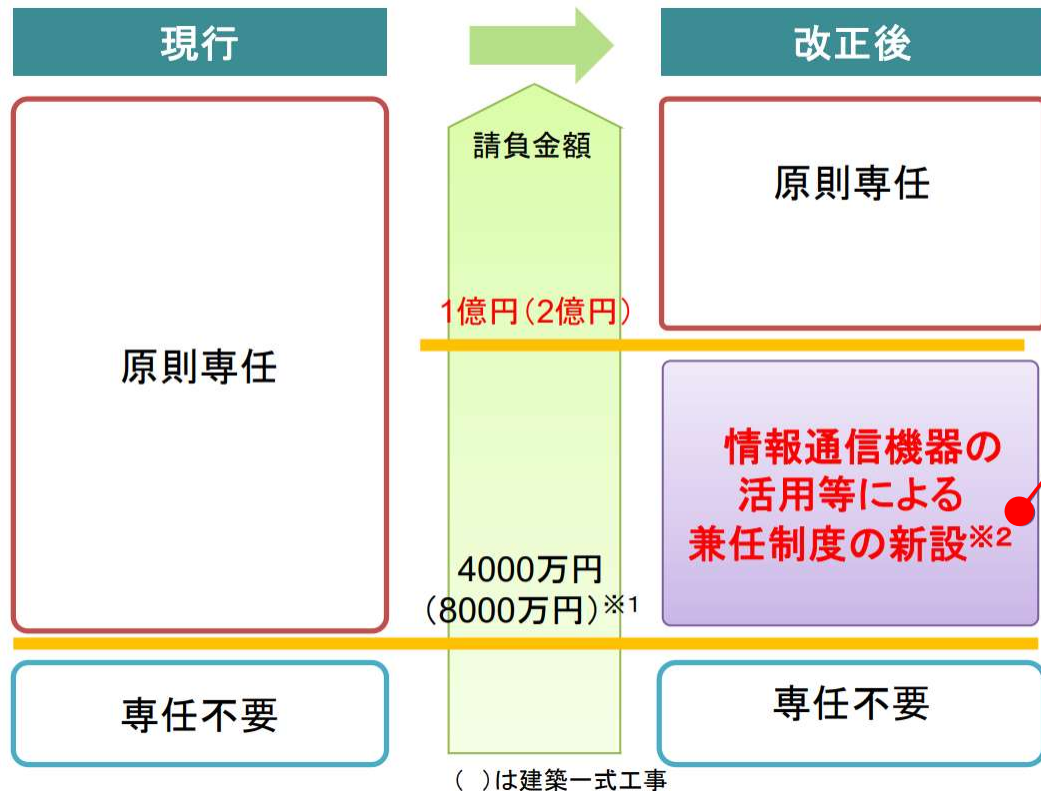


現場技術者（主任技術者・監理技術者）の専任の合理化（専任工事現場の兼任）【専任特例1号】

- 建設工事に置くことが求められる主任技術者又は監理技術者について、請負代金が一定金額以上の場合には、工事現場毎に専任で置くこととされている。（建設業法第26条第3項）
- 今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する工事に関して、兼任を可能とする制度を新設。（建設業法第26条第3項第1号、第4項）



※1：令和7年2月1日から4,500万円（9,000万円）に引上げ

※2：主任技術者・監理技術者に適用可能

補足：上図中「原則専任」について、「監理技術者を補佐する者」を工事毎に専任で置く場合（専任特例2号）には、同一の監理技術者が2現場まで兼任可能（ただし、主任技術者は適用不可）。

【兼任の要件】赤字条件は県独自

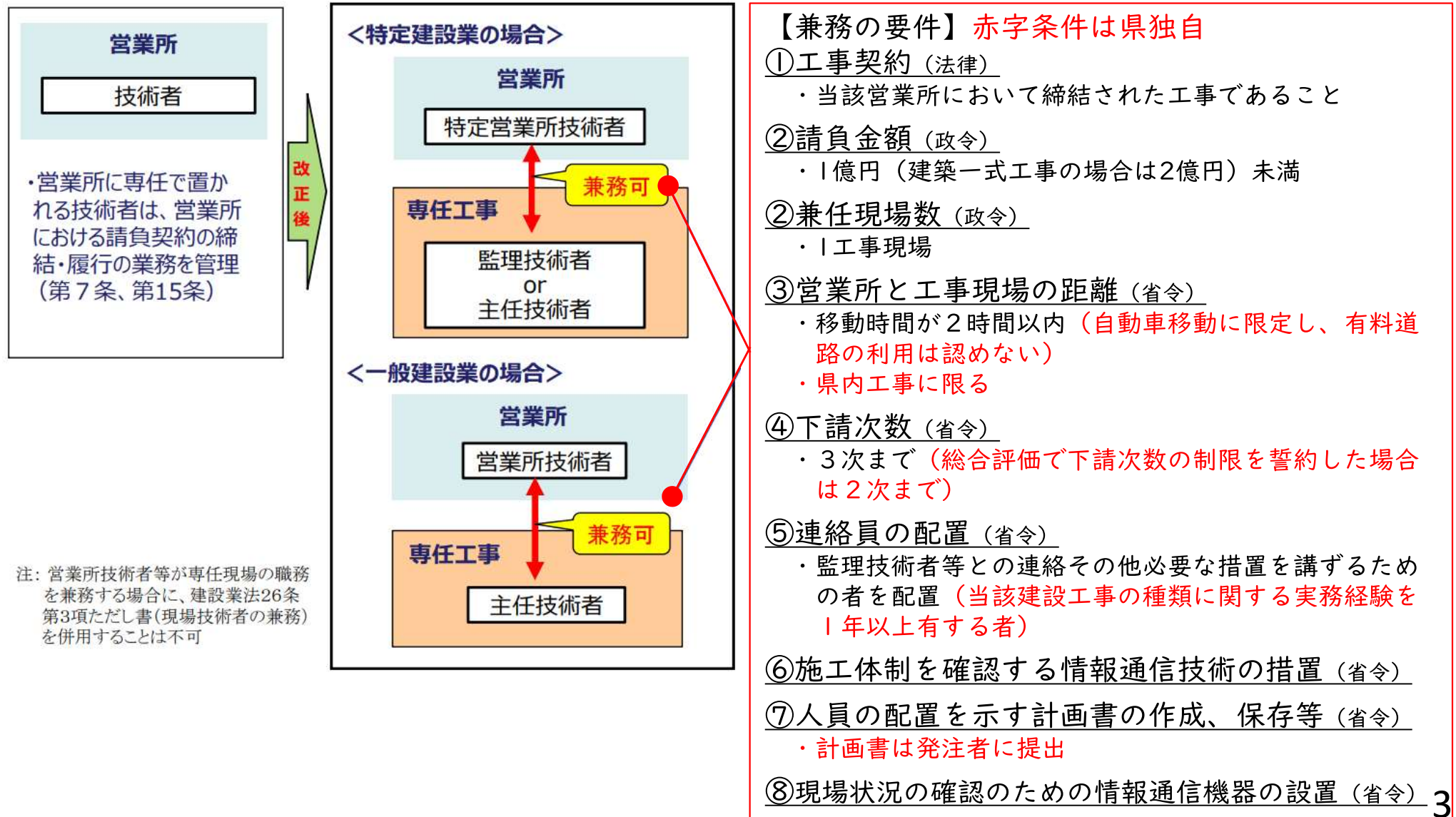
- ①請負金額（政令）
 - ・1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満
- ②兼任現場数（政令）
 - ・2工事現場以下
- ③工事現場間の距離（省令）
 - ・移動時間が2時間以内（自動車移動に限定し、有料道路の利用は認めない）
 - ・県内工事に限る
- ④下請次数（省令）
 - ・3次まで（総合評価で下請次数の制限を誓約した場合は2次まで）
- ⑤連絡員の配置（省令）
 - ・監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者を配置（当該建設工事の種類に関する実務経験を1年以上有する者）
- ⑥施工体制を確認する情報通信技術の措置（省令）
- ⑦人員の配置を示す計画書の作成、保存等（省令）
 - ・計画書は発注者に提出
- ⑧現場状況の確認のための情報通信機器の設置（省令）

○令和3年10月以降の工事に適用する特例監理技術者の取扱いについて、建設業法の改正や専任特例1号の条件とのすり合わせにより、名称や要件を一部見直す。

【見直しの概要】 ※表以外の項目については変更なし

項目	現行	改正後
名称	特例監理技術者	専任特例2号
距離の条件	・現場間の直線距離が10km以内の工事であること。	・それぞれの現場間の移動時間が、有料道路を使用せずに自動車で2時間以内であること。 ・県内工事であること。
追加の条件	—	・監理技術者に関する特例であり、主任技術者は対象とならない。 ・専任特例1号と専任特例2号を活用した工事現場を兼務することはできない。

- 営業所毎に専任で置くことが求められている者（営業所技術者等）に関して、
今般、生産性向上に資するため、情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、営業所技術者等が当該工事の主任技術者等の職務を兼務できる改正を実施。
（建設業法第26条の5）



注：営業所技術者等が専任現場の職務を兼務する場合に、建設業法26条第3項ただし書（現場技術者の兼務）を併用することは不可

営業所技術者等の専任工事現場の兼任 等

〈兼任要件〉

- 営業所技術者等が、①専任を要する工事の主任技術者等を兼務する場合の要件は、基本的に、専任特例Ⅰ号の要件と同じ。なお、異なる部分は、以下のとおり。
 - ①営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事であること。（法）
 - ②工事現場の数が1であること。（政令）
 - ③工事現場までの距離については、一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、移動時間がおおむね2時間以内であることが必要であるが、営業所技術者等の場合は、工事現場間の距離ではなく、“営業所から当該工事現場”の間の距離（省令）
 - ④人員の配置を示す計画書に盛り込むべき内容（省令）
 - ・営業所技術者等が所属する営業所の名称も記載
 - ・当該建設工事に係る契約を締結した営業所の名称も記載
- 営業所技術者等は、工事現場の主任技術者又は監理技術者を兼務する場合には、当該請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要。

〈その他〉

- ②営業所に近接し、専任を要さない工事現場の主任技術者等の兼務は、引き続き適用可能。
（通知「経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者と工事現場に従事する主任技術者及び監理技術者の兼務に関する取扱いについて」）
- ③営業所に近接していない、専任を要しない工事現場の主任技術者等の兼務は、専任を要する工事現場の兼任を全て満たす場合は可能。
- ①～③の併用はできない。

競争入札における建設業許可の取扱いについて

- 令和7年2月1日に施行された建設業法施行令の改正により、特定建設業の許可を有する下請代金額の下限が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）から5,000万円（建築一式工事は8,000万円）に改正された。
- 競争入札（指名競争、一般競争）で発注する際に、特定建設業の許可を求める工事の下限額を見直す。

【特定建設業の許可を求める発注額の下限】

工種	現行	改正後
土木一式工事 ほか	7,000万円	7,500万円
建築一式工事	9,000万円	1億円

※令和7年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。